

令和 4 年 3 月 28 日

総合政策局参事官(国際物流)室

日本式コールドチェーン物流サービス規格の ASEAN への普及を推進します

～インドネシア及びタイにおけるアクションプランを策定～

国土交通省は、2020 年 6 月に発行された事業者間(BtoB)におけるコールドチェーン物流サービス規格(JSA-S1004)の ASEAN への普及を図るため、関係省庁、関係団体、関係機関及び物流事業者とともに、今般、インドネシア及びタイにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプランを策定しました。

今後は、重点 5 カ国のうち残るフィリピン及びベトナムについてもアクションプランを策定し、ASEAN におけるコールドチェーン物流サービスの品質の向上に向けて、アクションプランに基づく具体的な取組を進めてまいります。

国土交通省は、2020 年 6 月に一般財団法人日本規格協会よりコールドチェーン物流サービス規格(JSA-S1004^{※1})が発行されたことを踏まえ、同年 11 月に関係省庁、関係団体、物流事業者等で構成される「コールドチェーン物流サービス規格(JSA-S1004)に関する普及検討委員会」(座長:森 隆行〔流通科学大学名誉教授〕)を設置し、同規格を ASEAN 地域に効果的に普及するための方策について検討を行っています。

2021 年 3 月には、その成果として、「ASEAN における日本式コールドチェーン物流サービス規格に関する普及戦略^{※2}」(以下、「普及戦略」)を策定するとともに、本普及戦略に基づき、各国の事情を踏まえた具体的な取組内容を示した国別アクションプランの最初の対象国としてマレーシアを選定し、「マレーシアにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプラン」を策定したところです。

今年度は、アクションプランの対象国として、インドネシア及びタイを選定し、規格の普及に向けた具体的な取組内容について議論を重ねてまいりました。今般、その成果として、インドネシア及びタイにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプランを策定しました。

今後は、重点 5 カ国のうち残るフィリピン及びベトナムについてもアクションプランを策定し、ASEAN におけるコールドチェーン物流サービスの品質の向上に向けて、アクションプランに基づく具体的な取組を進めてまいります。

※1 JSA-S1004

日 ASEAN 交通連携の枠組みのもと、2018 年 11 月に開催された日 ASEAN 交通大臣会合にて承認された「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」をベースに作成された日本の民間規格。

ASEAN 諸国での普及を前提として日本語と英語の 2 カ国語で作成され、ASEAN 諸国において倉庫事業者及び運送事業者が低温保管及び低温輸送に関する作業を行うに当たって考慮すべき事項が盛り込まれている。

※2 ASEAN における日本式コールドチェーン物流サービス規格に関する普及戦略

重点 5 カ国(マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム)を対象に、コールドチェーン物流サービスの品質の向上を目的として、「荷主・消費者に対するコールドチェーン物流に関する周知・啓発の実施」、「重点国政府等による規格の普及への積極的な関与の促進」、「規格の認証体制の整備」、「物流事業者による日本式コールドチェーン物流サービス規格認証取得の促進」の 4 つの基本方針の下、日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及を効果的に進めていくための取組の方向性を定めたもの。

(普及戦略本文 <https://www.mlit.go.jp/common/001396856.pdf>)

<添付資料>

- ・インドネシアにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプラン(概要)
- ・インドネシアにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプラン(本文)
- ・タイにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプラン(概要)
- ・タイにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプラン(本文)

【お問い合わせ先】

総合政策局参事官(国際物流)室 高橋(昌)、木下、高橋(潤)

代表:03-5253-8111(内線 25404、25425、25416)

直通:03-5253-8800 FAX:03-5253-1559